

## 令和元年度長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第6条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和元年11月1日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中兵恵

### 1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 壱岐市地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面（郷ノ浦町沖合横瀬、デキ曾根、勝本町沖合七里ヶ曾根、芦辺町沖合火棚曾根における共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面を除く。）においては4月1日から11月30日までの間、総トン数10トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (3) 壱岐市以外の地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては周年総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

ただし、次表の左欄に掲げる区域において、それぞれ中欄に掲げる共同漁業権の関係地区に住所を有し、右欄に掲げる期間に、総トン数5トン以上10トン未満の動力船を使用するつりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、あらかじめ長崎県北部海区漁業調整委員会へ届け出なければならない。その取扱いは、別記「つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領」によるものとする。

区域（共同漁業権）	関係地区	期間
北共第24号及び北共第26号	長崎県平戸市野子町、小田町、志々伎町、大志々伎町、早福町、石堂町	1月1日～12月31日
北共第27号	長崎県平戸市神船町、津吉町、東中山町、西中山町、辻町、無代寺町、鮎川町、大佐志町、田代町、前津吉町、神上町、神ノ川町、船木町	
北共第28号	長崎県平戸市堤町、猪渡谷町、上中津良町、下中津良町	
北共第29号及び北共第30号	長崎県平戸市春日町、高越町、獅子町、飯良町、根獅子町	

### 2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

- (1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。
  - ア 壱岐市地先海面のうち、共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面（壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第56号）の中心から2海里以内の海面を除く。）

電球1個の消費電力の最高限度	3キロワット
使用できる電球数の最高限度	3個

- イ 老崎市地先海面のうち、アの海面を除く最大高潮時海岸線から6海里以内の海面
- 6月1日から11月30日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 3個     |
- 12月1日から5月31日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 20個    |
- ウ 老崎市地先海面のうち、ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面  
(老崎市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第56号)の中心から2海里以内の海面を除く。)
- 6月1日から11月30日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 9個     |
- 12月1日から5月31日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 20個    |
- エ 老崎市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第56号)の中心から2海里以内の海面
- 6月1日から12月31日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 3個     |
| 白熱灯以外の集魚灯の使用禁止 |        |
- 1月1日から5月31日まで
- |                |        |
|----------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度 | 3キロワット |
| 使用できる電球数の最高限度  | 20個    |
- オ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうち共同漁業権区域及びその外郭線から1海里以内の海面
- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 消費電力の最高限度                 | 3キロワット |
| (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は1キロワット) |        |
- カ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうちオの海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面
- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 消費電力の最高限度                 | 9キロワット |
| (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は3キロワット) |        |
- キ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうちオ及びカの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 消費電力の最高限度                 | 18キロワット |
| (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は6キロワット) |         |
- ク 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く長崎県北部海区
- |                  |        |
|------------------|--------|
| 電球1個の消費電力の最高限度   | 3キロワット |
| 設備できるソケット数の最高限度  | 59個    |
| 同時に使用できる電球数の最高限度 | 53個    |
- ケ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力(kw)の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。

(2) 次に掲げる海域において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。

① 最大高潮時海岸線から12海里以内を除く長崎県北部海区

② 壱岐市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面

(3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

### 3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年11月4日から令和4年11月3日までとする。

## 別記

### つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領

長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号の1. (3) ただし書きに定める取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 届出

- (1) つりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、様式第1号の届出書により、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ長崎県北部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。
- ①届出者の住民票
  - ②使用する動力船の船舶検査証書の写し
  - ③用船の場合は船舶使用承諾書（様式第2号）及び印鑑証明書
  - ④その他委員会が必要と認めた書類
- (2) 委員会は、前項の届出書を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該届出書の写しを届出者に返送する。
- (3) 届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第3号の変更届により委員会に届け出なければならない。
- (4) 委員会は、前項の変更届を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該変更届の写しを届出者に返送する。

#### 2 届出一覧表の作成

委員会は、受理した届出書及び変更届の内容について、様式第4号の一覧表を作成し、共同漁業権者の漁業協同組合に通知するものとする。

つりによるいかの採捕届出書

年 月 日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所  
氏 名

印

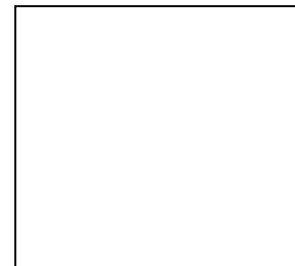
下記によりつりによるいかの採捕を行いたいので、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 使用船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 所有者氏名
  - (5) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）
- 2 採捕区域（共同漁業権）
- 3 採捕予定時期

本届出書及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



※遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。

## 船舶使用承諾書

年 月 日

様

所有者住所

所有者氏名

印

つりによるいかの採捕のため、貴殿が下記の船舶を使用することを承諾します。

記

1 船 名 :

2 船舶番号 :

3 総トン数 :

4 使用期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

つりによるいかの採捕変更届

年 月 日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

年 月 日付けで届け出た、つりによるいかの採捕届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

変更しようとする事項

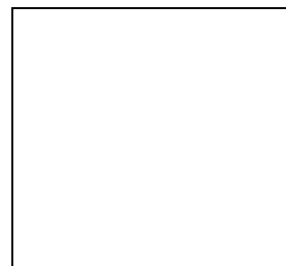
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

※添付書類

- ・住所変更にあつては、住民票
- ・使用する動力船の変更にあつては、船舶検査証書の写し  
(用船の場合は船舶使用承諾書(様式第2号)及び印鑑証明書も併せて添付)

本変更届及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



様式第4号

つりによるいかの採捕届出一覧表

区域（共同漁業権）： \_\_\_\_\_

漁業権者： \_\_\_\_\_

（ 年 月 日現在）

N o.	届出者住所	氏名	船名	船舶番 号	総トン 数	所有者 氏名	遊漁船 業 登録番 号	採捕予 定時期
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								